

あなたの家では

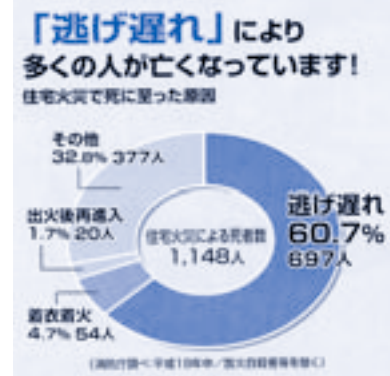
# 住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

## すべての住宅に設置が義務付けられました

笠間市火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器（煙式）が平成20年6月1日以降、すべての住宅（戸建住宅、店舗併用住宅、共同住宅、寄宿舎等）に設置が義務付けられました。

### なぜ住宅に「火災警報器」の設置が必要なの？

右図のとおり、平成19年中の全国での住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く）1,148人のうち、逃げ遅れが697人で60.7%を占めています。また、逃げ遅れの中でも「発見が遅れ、気付いた時には火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの」が最も多く、住宅用火災警報器を設置することで火災を早期に発見し被害を軽減することが可能となります。



### 住宅用火災警報器の種類は？

- 火災による煙や熱を感知し、火災の発生を警報音または音声で知らせます。
- 警報器の種類は、大きく分けると煙式と熱式の2種類があります。
- 台所へ設置する場合は、任意設置ですが、熱式警報器をお勧めします。



煙式警報器

条例で設置を義務付けているのは煙式です。



熱式警報器



### どこに取り付けるの？

笠間市火災予防条例では、煙式警報器を寝室（主寝室のほか、子ども部屋などの就寝の用に供する部屋）に、2階に寝室がある場合には階段にも取り付けることになっています。天井や壁に取り付けます。

### どこで購入できるの？

- お近くの消防設備取扱店などで販売しています。また、ホームセンターや電気店などで取り扱っていることもあります。
- 販売店リストは「住宅防火対策推進協議会」<http://www.jubo.go.jp//index2.html>「データ集」をご参照ください。

### 設置したときには、消防署に届出を！

住宅用火災警報器を設置したときには、住宅用火災警報器等設置届出書により最寄りの消防署への届出をお願いします。

### 悪質な訪問販売にご注意ください。

- 不当に高い価格で販売する。  
電気店、ホームセンターなどで容易に購入できるもので、通常1個5,000円前後です。
- 消防職員を装って販売する。  
消防職員がいませんや訪問販売を行ったり、業者に販売等を委託することはありません。
- 設置が必要な箇所や警報器の種類など、笠間市火災予防条例の内容を偽って販売する。

### 問合せ先

笠間市消防本部 予防課 ☎0296-73-0119  
友部消防署 ☎0296-78-0119

笠間消防署 ☎0296-73-0119  
岩間消防署 ☎0299-45-0119

いばらき不動産の街並み提案型分譲地

# 美原の杜

永遠に贅沢を満喫するまち  
好評分譲中 詳しくは いばらき不動産 検索

いばらき不動産 TEL.0296-78-5545 E-mail ibaraki@if-sun.co.jp 茨城県知事 (2)6074号